

お知らせと情報

新型コロナウイルス関連情報

オミクロン株対応ワクチン接種



オミクロン株対応ワクチンの接種には、重症化予防、感染予防、発症予防が期待されています。

対象：初回接種（1・2回目）を完了した12歳以上の方 → 10月中に接種券を送付しました

接種間隔：5カ月から3カ月に短縮
前回の接種から3カ月が経過する時期に応じて、接種券を送付します。

●3・4回目接種券がお手元にある方も、その接種券で予約できます。

接種会場：①接種協力医療機関
②市集団接種会場（ウエルネスプラザ）
③県大規模接種会場（産業技術総合研究所）

予約方法：電話またはWEB予約

●電話予約（コールセンター）029-853-0771
午前9時～午後5時（土日祝除く）



●WEB予約（パソコン・スマホ）

《乳幼児へのワクチン接種》

接種を希望する方へ接種券を発行します。接種券の交付を受けるには、事前申請が必要です。

対象者へ送付している「はがき」をご確認の上、接種を希望する方は申請してください。

対象：生後6カ月以上4歳以下のお子さん
☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



価格高騰緊急支援給付金



電気・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税の世帯などに対して給付金を支給します。

給付額：1世帯5万円

対象：①同一世帯の全員が、令和4年度分の住民税（均等割）が課されていない世帯または市町村の条例で定めるところにより住民税（均等割）を免除された世帯（非課税世帯）

②課税世帯のうち予期せず家計が急変し、令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

申請方法：①の世帯：市から12月上旬に郵送される確認書に、必要事項を記入し提出

②の世帯：ホームページまたは窓口にある申請書に記入し提出

※詳細は、ホームページをご覧ください。
☎ 社会福祉課（千代田庁舎）

子育て世帯へ給付金を支給

▶子育て応援給付金（市独自）

給付額：対象のお子さん1人あたり一律3万円

対象：0歳から18歳以下のお子さん
申請期限：令和5年3月31日迄



▶低所得の子育て世帯に対する給付金（県独自）

給付額：対象のお子さん1人あたり一律5万円

【ひとり親世帯】 次のいずれかに該当する方

①令和4年9月分の児童扶養手当受給者

②公的年金などを受給していることで、令和4年9月分の児童扶養手当の支給を受けていない

③感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準である



【ひとり親世帯以外】 次の両方に該当する方

①令和4年8月31日時点で、18歳未満のお子さん（特別児童扶養手当を受給しているおさんは20歳未満）を養育している父母など

②令和4年度住民税（均等割）が非課税または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税（均等割）が非課税者と同水準である



▶低所得の子育て世帯に対する給付金（全国一律）

給付額：対象のお子さん1人あたり一律5万円

【ひとり親世帯】 次のいずれかに該当する方

①令和4年4月分の児童扶養手当受給者

②公的年金などを受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない

③感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準である



【ひとり親世帯以外】 次の両方に該当する方

①令和4年3月31日時点で、18歳未満のお子さん（特別児童扶養手当を受給しているおさんは20歳未満）を養育している父母など

②令和4年度住民税（均等割）が非課税または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税（均等割）が非課税者と同水準である

申請期限：令和5年2月28日迄

※詳細は、ホームページをご覧ください。
☎ 子ども家庭課（千代田庁舎）



暮らしのお知らせ

社会保険料控除証明書が発行されます

令和4年1月から12月までに納めた国民年金保険料の全額が、所得税と住民税の申告において社会保険料控除の対象になります。

また、生計同一のご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

【社会保険料控除を受けるには？】

社会保険料控除証明書の添付または提示が義務付けられています。令和4年1月1日から9月30日までの納付済み額と令和4年10月1日から12月31日までの納付見込額について「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月中（予定）に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の時まで大切に保管してください。

☎ 国保年金課（千代田庁舎）

道路上に張り出した樹木管理のお願い

私有地から車道・歩道への倒木や枝などの張り出しにより、通行の支障になっている所が見受けられます。これらが原因で歩行者や自動車などの事故が発生した場合、樹木の所有者は、責任を問われることがあります。事故を未然に防ぐためにも、早めの樹木伐採や枝払いをお願いします。

作業をする場合は、歩行者や車両の安全を十分に確保し、事故や転落などに注意してください。



電線がある場所での作業は危険を伴うため、東京電力やNTTに連絡してください。

東京電力 ☎ 0120-995-007
NTT ☎ 113（固定電話の場合）
☎ 0120-444-113（携帯電話の場合）

☎ 市道路課（霞ヶ浦庁舎）
茨城県土浦土木事務所 ☎ 029-822-4347

12月4日から10日は「人権週間」

12月10日は「人権デー（Human Rights Day）」です。人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として、各種の人権啓発活動を行います。

他の人にも自分と同じように人権があることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

☎ 水戸地方法務局 ☎ 029-227-9919

国税庁をかたった不審なメールに注意

国税庁をかたる不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が確認されています。

◎国税庁や国税局、税務署からショートメッセージやメールにより国税の納付を求めたり差押えを予告することはありません。

◎不審なメールなどに記載されたURLへのアクセスや支払いなどをしないよう、ご注意ください。

具体的な被害相談は、土浦警察署（☎ 029-821-0110）または県警察本部のサイバー犯罪窓口（☎ 029-301-0110）にお問い合わせください。

☎ 土浦税務署 ☎ 029-822-1100

宝くじの助成金で祭り用備品を整備

内加茂では、毎年8月に「三世代ふれあい納涼祭」を実施しています。この納涼祭には、子どもからお年寄りまで多くの方が参加し、コミュニティ活動の絶好の場となっています。

今回、宝くじの助成金と区負担金で祭り用備品を整備しました。今後、さらなる区内のコミュニティの活性化が期待されます。

この助成は、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するためのものです。

☎ 市民協働課（霞ヶ浦庁舎）



有料広告欄

有料広告欄

お知らせと相談

くらしのお知らせ

宝くじの助成金で地域防災用備品を整備

市消防本部では、宝くじの助成金で防火防災訓練用資器材や応急手当訓練用資器材の備品を整備しました。これらの備品は、将来の地域防災の担い手となる「少年消防クラブ」のクラブ員たちに活用されます。防火・防災・応急救護の知識や質の高い技術を習得することで、幅広い分野での活動や強いまちづくりへの貢献が期待されます。



この助成は、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するためのものです。

☎ 消防本部予防課 ☎ 0299-59-0119

募集のお知らせ

ご意見を募集します

今日の社会情勢における生涯学習の状況や本年度で計画期間が終了する第1期計画の課題などを踏まえ、「第2期市生涯学習推進計画」を策定します。

策定にあたり、多くの市民の皆さんからのご意見を募集します。

閲覧場所：生涯学習課(あじさい館)、秘書広報課(千代田庁舎)、情報政策課(霞ヶ浦庁舎)、中央出張所

◎ホームページから閲覧も可能

閲覧・募集期間：12月5日(日)～19日(日)

提出方法：持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか ※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 生涯学習課 ☎ 029-897-0564

12月1日は「いのちの日」

「心の悩み」や「生きづらさ」など、心に支障があれば、少しでも早くご相談ください。

☎ 健康づくり増進課 ☎ 029-898-2312



「うにゃ」が誕生日をお祝いします



毎月1人限定で、「かすみがうにゃ」が誕生日をお祝いに行きます。家族や友達、本人からの応募も可能です。

応募する際は、応募者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスと誕生日の方の氏名、住所、生年月日などを記載の上、観光課までご応募ください。

対象：市内在住の1月1日～31日生まれの方

※当日は、必ず応募者の参加をお願いします。

※応募者の居住地は問いません。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 観光課(霞ヶ浦庁舎)

相談のお知らせ

法律相談(要予約/電話受付順)



家庭の問題、消費者問題、不動産、相続、交通事故などについて、弁護士が無料でアドバイスします。

▶ 12月8日(日)/午後1時～働く女性の家

▶ 12月22日(日)/午後1時～あじさい館

※ 12月1日(日)午前8時30分から予約開始

☎ 社会福祉課(千代田庁舎) ☎ 0299-59-2111

なんでもかんでも相談(要予約)



ひきこもりや心理、精神、障害年金、法律などの相談を、相談員がお受けします。

▶ 12月17日(日)/午後1時30分～やまゆり館

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

心配ごと相談



市民の方の悩みや不安などに対して、相談員が助言や関係機関の紹介を行います。予約は不要です。

▶ 12月14日(日)/午後1時30分～働く女性の家

▶ 12月28日(日)/午後1時30分～かすみがうらウエルネスプラザ

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

※新型コロナウイルス感染症の影響により、変更または中止となる場合があります。

教育支援相談(要予約)



配慮が必要な子どもたちの保護者を対象に、発達や就学などの相談をお受けします。

▶ 12月14日(日)/午後1時～5時～あじさい館

▶ 12月22日(日)/午後1時～5時～あじさい館

☎ 学校教育課 ☎ 029-886-3327

家庭児童相談(要予約)



家庭において子どもが健全に成長発達していくための養育や育成、養護、DV、虐待、非行などに関する相談をお受けします。

▶ 月～金(土除く)/午前8時30分～午後5時/千代田庁舎

☎ 子ども家庭課子ども未来室(千代田庁舎)

☎ 0299-59-2111

結婚を希望する方に出会いの場を提供



▶ 毎週(日)/午後1時～8時※/霞ヶ浦庁舎

※ 12月7日(日)からは、開設時間を午後1時～7時に変更します。

▶ 毎月第2・4回/午前10時～午後5時/霞ヶ浦庁舎

◎(日)の開設時間内または(月～金(土除く))午前8時30分～午後5時15分に電話または電子申請による事前予約が必要です。

☎ 市婚活サポートセンター ☎ 029-897-1111

就労相談(要予約)



「働きたいけど働けない」「就職活動のやり方が分からない」「自分に合う就職先が分からない」など、就労に悩む方の相談をお受けします。

▶ 12月12日(日)/午後1時～4時/

勤労青少年ホーム

◎ 15歳～49歳までの方とその家族

※相談日の3日前までに電話で予約してください。

☎ いばらき県南若者サポートステーション

☎ 029-893-3380

楽だカフェ(認知症カフェ)



認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰でも気軽に参加でき、和やかに集う「カフェ」です。

▶ 12月23日(日)/午後1時30分～3時30分/かすみがうらウエルネスプラザ

☎ 霞ヶ浦地区地域包括支援センター

☎ 029-833-0331

ひきこもり相談

家族のひきこもり問題で悩んでいる方を対象に、相談員が出張相談を行います。

▶ 令和5年1月12日(日)/午後1時～4時/土浦市社会福祉センター(土浦市大和町9-2)

※申込期限：1月11日(日)

▶ 令和5年2月16日(日)/午後1時～4時/かすみがうらウエルネスプラザ

※申込期限：2月15日(日)

申込：電話またはメール

メール：info@ibahiki.org

☎ 茨城県ひきこもり相談支援センター

☎ 0296-48-6631

難聴相談会～聞こえて困っている方へ～

「聞こえ」について、家族も交えて一緒に考えてみませんか。要約筆記(話し手のことばを文字にすること)を行いますので、安心してご参加ください。

▶ 令和5年1月14日(日)/午後1時30分～3時30分/あじさい館

内容：◎難聴当事者によるさまざまなコミュニケーション方法 ◎補聴器、補聴援助機器について(展示あり) など

申込：FAX、メール、電話のいずれかの方法

FAX：029-247-1369

メール：info@center-yasuragi.or.jp

※必ず事前申し込みをお願いします。

☎ 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

☎ 029-248-0029

有料広告欄

有料広告欄

2022年 December 12月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3
閉庁			納期	延長		閉庁
4	5	6	7	8	9	10
閉庁				延長		閉庁
11	12	13	14	15	16	17
閉庁				延長		閉庁
18	19	20	21	22	23	24
閉庁				延長		閉庁
25	26	27	28	29	30	31
閉庁	納期			閉庁	閉庁	閉庁

※ 12月29日(金)から1月3日(火)は、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所は閉庁となります。

窓口延長 千代田庁舎：毎週(金)午後7時まで
業務対応窓口 市民課、納税課、税務課、国保年金課 業務内容

納期限	11月30日	固定資産税4期 国民健康保険税5期 後期高齢者医療保険料5期
	12月26日	市・県民税4期 国民健康保険税6期 後期高齢者医療保険料6期 介護保険料5期

口座振替 市税などを金融機関などの預貯金口座から納期限の日に自動で振替納付ができるため、納め忘れもなく安心です。

スマホ決済アプリ (PayPay、LINEPay、PayB) いつでもどこでも簡単に市税などが納付できるため、とても便利です。

セルフ収納機 霞ヶ浦庁舎では便利なセルフ収納機で納付できますので、ご利用ください。
 納税課(千代田庁舎)

くらしの防災ガイド

自主防災組織を作りますか？

～災害に強い地域を目指して～

災害発生時には、自助・共助・公助の連携により人的・物的被害を軽減することができます。しかし、大規模な災害の場合は、消防署などの公的機関が行う活動(公助)は交通網の寸断や同時多発火災などにより十分に対応できない可能性があります。

そのため、個人の力で災害に備える(自助)とともに、地域での助け合い(共助)による地域の防災力が重要です。

【自主防災組織とは？】

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織です。
 【平常時】地域の危険個所の点検・把握や防災訓練
 【災害時】初期消火、避難誘導、救出・救護 など

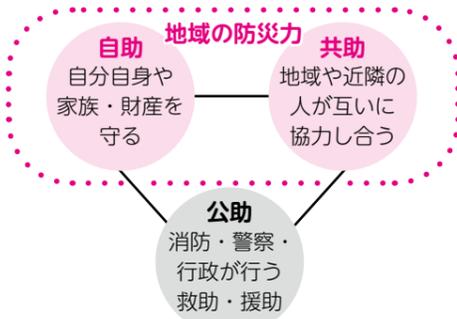
【なぜ、自主防災組織が必要なの？】

大規模な災害が発生した場合、公的機関だけでは十分な対応ができない可能性があります。このような時、地域の皆さんと一緒に協力し、災害・避難に関する情報伝達や避難誘導、安否確認、救出・救護活動に取り組むことで、被害を軽減することができます。

活動を迅速に進めるためには、「お互いの顔が見える関係」の中で、事前に地域内で役割分担を決めておくことが重要です。



危機管理課(千代田庁舎)



【自主防災組織の結成から活動までの流れ(例)】

- 組織の必要性について、行政区などで話し合う
 - 地域で災害が起こった場合を考えてみる。
- 組織の基本的な事項について案をまとめる
 - 行政区などの役員で、組織の体制や役員の人選、規約、防災計画を検討する。
- 自治会の総会などで、最終案の合意を得る
 - 自主防災組織規約、防災計画、結成の合意。
 - 地域みんなで互いに協力し合う意識を持つ。
- 自主防災組織の結成
 - 危機管理課に必要書類を提出する。
- 自主防災活動の開始
 - 結成は出発点。最初は簡単なことから、地道に活動を続けていくことが大切。
- 市の補助事業の活用(単年度2万円を上限)
 - 活動に必要な防災用資器材の購入など。

プロパンガスの契約先変更を迫る強引な勧誘に注意

【事例】

一人暮らしの母(90歳代)の自宅に「プロパンガス会社を切り替えませんか」と事業者の来訪があった。一度断ったものの、長時間にわたり契約を迫られたため、申込書に記名押印してしまった。

電話で「やっぱり断りたい」と伝えましたが、その後も事業者から何度も電話があった。電話に出ないで放置していたが、数日後の夜に事業者が来て再度しつこく契約を迫られたので、怖くなり、しぶしぶ応じてしまった。解約したい。

【ひとこと助言】

- 強引に契約を勧められても、必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- 「今より安くなる」などと勧誘されても、その料金がいつまでも続くとは限りません。契約内容をよく確認し、不明な点は事業者の説明を求め、そ

の場では契約せず慎重に検討しましょう。

●家族や周りの人は、高齢者が訪問販売などでしつこく勧誘を受けていないか、日頃から気を配りましょう。

▶訪問販売などでは、クーリング・オフできる場合があります。困ったときには、消費生活センターなどにご相談ください。

【市消費生活センター開設日】

時間：午前9時～正午/午後1時～4時
 ◎用 込 場所：霞ヶ浦庁舎
 ◎用 込 場所：勤労青少年ホーム

【その他の消費生活センター電話相談】

◎田 回 電話：国民生活センター ☎188

問 市消費生活センター(霞ヶ浦庁舎)
 ☎029-897-1111

広報 かすみがうら があなたに届くまで③

市民の皆さんのくらしに関する情報を月2回お届けしている「広報かすみがうら」。(毎月5日・20日発行) 広報誌をより身近に感じてもらうため、広報誌制作の裏側をご紹介します。



校正

校正とは、印刷物の文字や記号などの表記に誤りがないか、確認する作業のことです。

行政用語や難しい語句を一般的な表現に言い換えるなど、分かりやすい文章になるように整理します。

【校正の例】
 市の公式マスコットキャラクター「かすみがうら」のチャットボットが、公式ホームページで公開されました。
 【チャットボットとは?】利用できます。チャットボットとは、チャット(会話)

校正の必須アイテム
 赤ペン

入稿

校正が完了したら、委託している印刷会社に、原稿のデータを提出します。これを「入稿」といいます。入稿後に発生した修正などは、印刷会社と調整して対応することになります。

修正をデータに反映! 入稿に間に合わせないと!

今日はココ!
 校正・入稿

明日、校正用の原稿をお持ちします!

今回は、校了・印刷・配布についてご紹介!

あじさい館
 ホール展示
 作品紹介

12月
 作品展示

◆ KSC なかよしスポーツクラブ

▶ 期間 11月29日(金)～12月25日(日)

あじさい館では、市内の文化団体などが作成した絵画や写真、陶芸、工芸品の芸術作品などを月替わりで展示していますので、ご覧ください。

問 生涯学習課 ☎029-897-0564